平成２１年（フ）第２２５号
静岡県三島市萩266番地の１
破産者　服部　康彦
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
愛知県田原市江比間町西砂畑96番地１、従前の住所愛知県渥美郡渥美町大字江比間字西砂畑96番地１
破産者　鈴木　藤太
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２１号
滋賀県野洲市市三宅2721番地　サンクリエート303号、開始決定時の住所大津市日吉台１丁目５番８号
破産者　吉田　正彦
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９号
福岡市中央区六本松２丁目12番８号　ロマネスクＬ六本松1103号室、開始決定時の住所熊本県菊池市泗水町吉富173番地75
破産者　日吉　浩紀
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６４号
石川県鹿島郡中能登町芹川４部５番地
破産者　中原喜久男
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５９号
奈良県大和郡山市小泉町3526番地１
破産者　北谷　尚弘
１　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
２　一般調査期日　平成24年９月25日午前11時
平成24年７月25日　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４４号
奈良県生駒市山崎新町５番14号
破産者　田畑　利雄
１　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
２　一般調査期日　平成24年10月２日午前10時10分
平成24年７月24日　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８２号
愛知県豊川市本野町西浦68番地の２　ヴィクトワール101号
破産者　伊藤　嘉浩
１　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
２　一般調査期日　平成24年11月７日午前10時
平成24年７月25日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６号
岐阜市五坪２丁目３番３―301号　コーポ田神Ｃ館
破産者　中村　修
１　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
２　一般調査期日　平成24年９月14日午前10時30分
平成24年７月25日　岐阜地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２５７号
山口市下小鯖2715番地１
破産者　有限会社カーショップ山口
異議申述期間　平成24年８月30日まで
平成24年７月24日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
北海道伊達市舟岡町340番13号プレステージⅠ105号室、開始決定時の住所北海道伊達市舟岡町45番地68
破産者　岩崎　洋子
異議申述期間　平成24年９月10日まで
平成24年７月25日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０３７号
東京都渋谷区代官山町３番13号
清算株式会社　株式会社創造
代表清算人　谷口　英二
１　決定年月日　平成24年７月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２２号
名古屋市中区栄１丁目17番６号
清算株式会社　株式会社アド読売
代表清算人　中島　　徹
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２１０３号
東京都中央区日本橋久松町５番３号
清算株式会社　アラノ貿易株式会社
１　決定年月日　平成24年７月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成１７年（ヒ）第２９号
新潟市中央区八千代１丁目５番32号
特別清算会社　東新不動産株式会社
１　決定年月日　平成24年７月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　特別清算債権の定義
平成17年６月27日（特別清算開始決定時）までの原因に基づいて発生した債権を特別清算債権とする。
⑵　割合弁済における端数の処理
特別清算債権に対する割合弁済において生じる一円未満の端数は切り捨てる。
⑶　弁済場所
協定による弁済（配当）は、各特別清算債権者の指定する特定の銀行口座への振込によって実施する。なお振込手数料は特別清算債権者の負担とする。
２　共益的及び優先的債権
特別清算債権者の共同の利益のために要する共益債権、租税その他国税徴収法の例により徴収するべきことを得べき請求権等の優先債権は随時全額弁済する。
３　労働債権　なし
４　一般債権
⑴　一般債権については、すべての資産を現金化した配当原資の中から、前記第２項の債権の全額を控除した残余財産（現金）を配当原資として債権額で按分して金銭配当する。配当の対象となる一般債権の額及び配当額は別紙のとおり。
⑵　配当は、協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した後一ヶ月以内に実施する。
⑶　上記配当後の残債権額については、全債権者から放棄を受ける。
⑷　上記配当後、新たに会社財産が発見された場合は、それを特別清算人が換価した上で、共益的債権を控除した残余財産を配当原資として、債権額に按分して金銭配当する。ただし、上記配当額の範囲において上記⑶の債権放棄は撤回されたものとする。
（別紙省略）
以上
新潟地方裁判所第１民事部